

# 玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の手続きの流れ

## 搬入計画届出

土砂等搬入計画届出書（様式 2 号）に關係書類を添付して、**土砂等の搬入を開始しようとする日の 30 日前までに**提出してください。

### 【添付書類】

- 埋立等区域の位置を示す図面 ○埋立等区域の付近の見取図
- 届出者 個人→住民票の写し 法人→登記事項証明書
- 埋立等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- 埋立等区域の計画平面図及び計画断面図
- 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
- その他町長が必要と認める書類（町から要請があった時のみ）

## 搬入事前届出 土壌検査（搬入前）

土砂等搬入届出書（様式 6 号）に關係書類を添付して、**土砂等の搬入を開始しようとする日の 10 日前までに**提出してください。  
土壌調査は搬出元で行ってください。

### 【添付資料】

- 土砂等排出元証明書(様式第 7 号) ※搬出する管理者が発行したもの
- 土砂等の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真
- 検体試料採取調書(様式第 8 号)
- 土壌検査証明書(様式第 9 号) ※環境計量士が発行したもの
- 土砂等に係る売渡し・譲渡証明書(様式第 10 号)又はこれに準ずる書面

## 事業開始

- 事業の変更する際は、計画変更届出書(様式第 4 号)
- 事業を廃止、又は休止した際は、事業廃止(休止)届出書(様式第 12 号)
- 事業を再開した際は、埋立等事業再開届出書（様式第 13 号）

## 検査結果届出 土壌検査（完了後）

土壌（水質）検査後、土壌検査等報告書(様式第 18 号)に關係書類を添付して提出してください。  
土壌検査のための試料は、**町職員が立ち会います。**  
土壌調査は搬入先で行ってください。埋立等区域から水が搬出される場合、水質検査も必要です。

### 【添付書類】

- 土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真
- 検体試料採取調書(様式第 8 号)
- 土壌検査証明書(様式第 9 号)
- （水質を検査した場合）水質検査証明書(様式第 19 号)
- ※検査証明書は環境計量士が発行したもの

## 事業完了届出

**事業を完了した日から 10 日以内**に事業完了届出書(様式第 11 号)を提出